



備考1 縦21.0センチメートル，横14.8センチメートルとする。

2 裏面は，無地とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は，平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の規定にかかわらず，旅客は，この規程の施行の日前の定期券購入申込書を使用することができる。

(交通局営業推進室)